

日本スケート連盟主催競技会の開催に向けた感染拡大予防ガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下基本的対処方針、令和4年7月15日変更内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年7月15日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）並びに令和2年5月14日付け（令和3年11月5日改訂）公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会が出した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、および昨今の新型コロナウイルス感染症の知見等をもとに作成したものです。

2 競技会開催にあたっての基本的な考え方について

競技会開催に関しては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応すること。

なお、当該競技会が開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主幹や衛生部局等への相談すること。

* 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限 施設の使用制限等に係る留意事項等について 別紙1, 2 参照（8～11ページ参照）

(1) 特定都道府県に指定される都道府県

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限（緊急事態措置区域においては10,000人）を超える範囲の入場者とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(2) 重点措置区域に指定される都道府県

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該

チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(3) その他の都道府県

- 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人または収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(4) 共通注意点

- 特に、全国的な競技会については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる。
- イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ）の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握することや、COCOA等の活用について周知すること。

3 競技会開催・実施時の感染防止策について

競技会開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が競技会に安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、競技会を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものである。

また、競技会の主催者（主管者）は、以下の内容を踏まえつつ、競技会の特性を勘案して感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を整理する。また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所（受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組む。

また、高齢者（マスターズ）など参加者の特性にも配慮すること。

（※）スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（消費者庁ホームページ）参照

(1) 参加募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めること。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置。

① 参加者、大会運営スタッフなどは、新型コロナワクチン接種を済ませていることが望ましい。

- ② 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（当日確認）
- ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ③ マスク（**不織布が望ましい**）を持参すること
- ④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を**徹底**すること
- ⑤ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（2 mを目安に：最低 1 m）を確保
- ⑥ 競技会開催中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑦ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従う
- ⑧ 競技会終了後 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

(2) 当日の参加受付時の留意事項

主催者は、当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に競技会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ④ 参加者が距離をおいて（できるだけ 2 mを目安に：最低 1 m）並べるように目印の設置等を行うこと
- ⑥ 受付を行う役員には、マスクを着用させる
- ⑦ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにする
- ⑧ 当日の受付のほか、前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること

(3) 参加者への対応

参加者は、以下のことに注意して参加すること。

参加する選手・役員・スタッフは、2 週間分の健康状態がわかるようにするために、日本スケート連盟が指定する「JSF ヘルスチェック」アプリに入力するか、または、健康調査票（別添）に記入し提出すること。

1) 体調の確認

主催者は、当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めること。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意
- ② 当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

主催者は、参加者がマスク（不織布が望ましい）を準備しているか確認すること。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。

（※）マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知する。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知する。

3) 競技会参加前後の留意事項

競技会に参加する個人や団体は、競技会前後のミーティングや懇親会等においても三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。

(4) 主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
（参加者に自分のタオルを持参させる。乾燥させる設備は使用しない）

④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する
- ⑤ 更衣室など密集することが予想される場所では、入室人数を調整するなど、密集を避ける対策を講ずること
併せて密集が予想される場所の換気状態を確認し、必要であればサーキュレーターなどの換気器具を用意すること
- ⑥ 換気については「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に関わる留意事項等について」「別紙5 効果的な換気のポイント」を参照のこと
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

3) 洗面所

洗面所（トイレ）は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮する。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する
- ② トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示する
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
（参加者に自分のタオルを持参させる）

4) 飲食物の提供時

主催者は、栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮する。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかける
飲食物提供者は、こまめに消毒する
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する（ただし、ドーピング検査の対象となる競技者が参加する競技会では、未開封の飲料を提供しなければならない）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供する

- ④ 飲食物を取り扱う役員にはマスク（不織布が望ましい）を着用させること
- ⑤ 参加者（観客・競技関係者）は、競技終了後に、多くの人数で飲食をすることを避けること
- ⑥ 自動販売機では、使用前後に手指消毒ができるようにアルコールを設置する
- 5) 観客の管理
- 観客を参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとる。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。（掲示板などで周知したり、放送等で促す）
- 6) 会場
- 競技会を室内で実施する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。
- （※）スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでください。
- 7) ゴミの廃棄
- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。
- ごみの持ち帰りの協力をお願いします。
- 8) スタッフの管理等
- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
 - ・発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談するように促すこと。
 - ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- 9) ウイルス検査
- 大会参加前には、選手や関係者とも抗原定性検査もしくはPCR検査の実施が望ましい
- (5) 競技者が運動・スポーツを行う際の留意点
- 主催者は、競技会の参加者に対し、留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底する。
- ① 十分な距離の確保
- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- （※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当
- ② その他
- ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- イ タオルの共用はしないこと
- ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること
- 食事時の対面での会話は絶対しないこと

また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしない
エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てない
オ 競技者は、練習中または競技の間など、個人用の手指消毒薬を常に持参し、
頻回に行うこと

<参考ホームページ>

- ・ [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下基本的対処方針、令和 4 年 7 月 15 日変更内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf

- ・ [基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 4 年 7 月 15 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

- ・ [スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（消費者庁ホームページ）](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/check_list_01.html)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/check_list_01.html

- ・ [社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日スポーツ庁作成・令和 3 年 11 月 16 日改訂）](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

- ・ [新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・ [スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）](https://media.japan-sports.or.jp/column/10)

<https://media.japan-sports.or.jp/column/10>

上記資料が改訂されている場合は最新版が優先される。

以上

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）
	人数上限(注2)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注6）（注7）	5,000人
	収容率(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。

（注4）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

（注7）都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

項 目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p style="padding-left: 20px;">* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p><input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p><input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p style="padding-left: 20px;">* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <ul style="list-style-type: none"> *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検 査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。